

平成23年 5月臨時会

横芝光町議会会議録

平成23年 5月10日 開会

平成23年 5月10日 閉会

横芝光町議会

平成23年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（5月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
町長あいさつ	4
議員並びに説明員紹介	5
開会の宣告	7
開議の宣告	8
仮議席の指定	8
議長選挙	8
議席の指定	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
副議長の選挙	10
常任委員会委員の選任	12
常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	13
議会運営委員会委員の選任	13
議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	14
匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙	14
匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙	15
東総衛生組合議員の選挙	17
八匠水道企業団議員の選挙	20
山武郡市環境衛生組合議員の選挙	22
山武郡市広域水道企業団議員の選挙	23
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	25

議案第1号ないし議案第10号の上程、説明	26
議案第1号の質疑、討論、採決	41
議案第2号の質疑、討論、採決	42
議案第3号の質疑、討論、採決	43
議案第4号の質疑、討論、採決	43
議案第5号の質疑、討論、採決	45
議案第6号の質疑、討論、採決	48
議案第7号の質疑、討論、採決	49
議案第8号の質疑、討論、採決	49
議案第9号の質疑、討論、採決	50
議案第10号の質疑、討論、採決	50
委員会の閉会中の継続調査について	57
閉会の宣告	57
署名議員	59

平成23年5月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年5月10日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 副議長の選挙
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙
- 日程第10 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙
- 日程第11 東総衛生組合議員の選挙
- 日程第12 八匠水道企業団議員の選挙
- 日程第13 山武郡市環境衛生組合議員の選挙
- 日程第14 山武郡市広域水道企業団議員の選挙
- 日程第15 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第16 議案第1号ないし議案第10号について（町長提案理由説明）
- 日程第17 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第18 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第19 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（山武郡市環境衛生組合と横芝光町との災

害による一般廃棄物処理事務委託に関する規約の制定に関する協議)

日程第 2 0 議案第 4 号審議 (質疑・討論・採決)

専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度横芝光町一般会計補正予算
(第 7 号))

日程第 2 1 議案第 5 号審議 (質疑・討論・採決)

専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度横芝光町一般会計補正予算
(第 1 号))

日程第 2 2 議案第 6 号審議 (質疑・討論・採決)

区域外路線の認定の承諾について

日程第 2 3 議案第 7 号審議 (質疑・討論・採決)

町道路線の認定について

日程第 2 4 議案第 8 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町監査委員の選任について

日程第 2 5 議案第 9 号審議 (質疑・討論・採決)

町道 I - 1 4 号線道路改良工事 (下部工その 2) 請負変更契約の締結について

日程第 2 6 議案第 1 0 号審議 (質疑・討論・採決)

横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について

日程第 2 7 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 8 名)

1 番	鈴	木	和	彦	君	2 番	齋	藤	順	一	君	
3 番	浅	野	孝	男	君	4 番	杉	森	幹	男	君	
5 番	森	川		忠	君	6 番	五	木	田	平	和	君
7 番	川	島		仁	君	8 番	若	梅	喜	作	君	
9 番	川	島	富	士	子	君	1 0 番	鈴	木	克	征	君
1 1 番	野	村	和	好	君	1 2 番	山	崎	貞	一	君	
1 3 番	伊	藤	圀	樹	君	1 4 番	川	島		透	君	

15番 鈴木唯夫君 16番 八角健一君
17番 川島勝美君 18番 越川輝男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	齊藤隆君	副町長	鈴木孝一君
総務課主幹	大木良夫君	企画財政課長	林新一君
環境防災課長	伊藤定幸君	税務課長	高埜広和君
住民課長	若梅操君	産業振興課長	土屋文雄君
都市建設課長	小堀正博君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	椎名幸司君	食肉センター長	伊橋秀和君
東陽病院事務長	宮菌博香君	会計管理者	鈴木健夫君
教育長	井上哲君	教育課長	高蝶政道君
社会文化課長	五木田桂一君		

職務のため出席した者の職氏名

局長 川島重男 書記 椎名圭子

○議会事務局長（川島重男君） 皆様、おはようございます。

議会事務局長の川島です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の越川輝男議員をご紹介します。

越川議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（越川輝男君） ただいまご紹介をいただきました越川輝男です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○臨時議長（越川輝男君） 本臨時会の開会に先立ち、町長からごあいさつをお願いします。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） おはようございます。

新緑のすがすがしい季節を迎え、本日ここに新たに選出されました議員の皆様方をお迎えし、5月臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、このたび行われました横芝光町議会議員一般選挙におきまして、大変厳しい選挙戦を戦い抜かれ、町民の希望と期待を担い、見事当選の栄を勝ち取られました18名の議員の皆様に対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げます。まことにおめでとうございます。

改めて申し上げるまでもございませんが、議会は町民を代表し、重要な意思を決定する議決機関であります。町政が円滑に運営されるためには、議会と執行機関が独立、対等の立場でそれぞれ十分に機能を果たしながら、一体となって住民福祉の向上のために取り組んでまいりますことが何よりも大切であると考えております。

私も、この大好きな横芝光町のために全力を注いでまいりますので、町民の皆様が将来に向かって安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災は、私たちがかつて経験したことのない、まさに未曾有の災害となりました。地震発生からきょうで2カ月が経過いたしますが、このたびの地震と大津波による自然災害の恐ろしさは、国や各自治体などの災害想定や危機管理、災害時初動態勢などにおいて多くの課題を残す結果となりました。

当町でも、地震発生直後に災害対策本部を設置し、町防災対策マニュアルに基づき町内の

被災状況の確認及び応急処置、避難所の開設や給水といった災害復旧活動を実施するとともに、町民の皆様の生活への影響を最小限にとめるための措置を講じてまいりましたが、避難所での情報提供のおくれなどを含め、皆様にご不便をおかけしたこともございましたので、今後の課題として検証してまいりたいと考えております。

また、避難誘導や情報収集活動に際しましては、地元消防団や各地区役員、各種団体、地域の皆様にさまざまなご協力をいただきましたことに改めて感謝申し上げる次第であります。

なお、警視庁が発表している被害状況は、8日時点のまとめによりますと死者は12都道県で1万4,898人、行方不明者は6県で9,922人、合わせて2万4,820人に達する歴史上最大規模の災害となっています。また、避難所生活を送られている方は18都道県で約11万9,000人と発表されています。

このたびの東日本大震災で亡くなられた皆様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

また、一日も早い復旧復興を願い、ごあいさつとさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○臨時議長（越川輝男君） どうもありがとうございました。

◎議員並びに説明員紹介

○臨時議長（越川輝男君） ここで、本日出席の議員並びに執行部関係者の紹介を行います。

紹介は、自己紹介でお願いします。

初めに、執行部側。

副町長からお願いをします。

○副町長（鈴木孝一君） 副町長の鈴木幸一です。出身は小川台からです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課主幹（大木良夫君） おはようございます。総務課主幹の大木と申します。本日は総務課長の代理として出席をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○企画財政課長（林 新一君） おはようございます。企画財政課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（高埜広和君） おはようございます。税務課長の高埜でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（土屋文雄君） おはようございます。産業振興課長の土屋文雄です。よろ

しく願います。

- 都市建設課長（小堀正博君） おはようございます。都市建設課長の小堀正博と申します。よろしく願います。
- 環境防災課長（伊藤定幸君） おはようございます。環境防災課長の伊藤定幸と申します。どうぞよろしく願います。
- 教育長（井上 哲君） おはようございます。教育長の井上哲です。どうぞよろしく願います。
- 教育課長（高蝶政道君） おはようございます。教育課長の高蝶政道でございます。どうぞよろしく願います。
- 社会文化課長（五木田桂一君） おはようございます。社会文化課長の五木田桂一と申します。どうぞよろしく願います。
- 健康管理課長（椎名幸司君） おはようございます。健康管理課長の椎名幸司でございます。どうぞよろしく願います。
- 福祉課長（實川裕宣君） おはようございます。福祉課長の實川裕宣と申します。よろしくどうぞ願います。
- 住民課長（若梅 操君） おはようございます。住民課長の若梅操と申します。どうぞよろしく願います。
- 会計管理者（鈴木健夫君） おはようございます。会計管理者の鈴木健夫と言います。どうぞよろしく願います。
- 東陽病院事務長（宮菌博香君） おはようございます。東陽病院事務長の宮菌博香と申します。どうぞよろしく願います。
- 食肉センター所長（伊橋秀和君） おはようございます。食肉センター所長の伊橋秀和と申します。どうぞよろしく願います。
- 臨時議長（越川輝男君） 続いて、議員。
議席前列、鈴木和彦議員から願います。
- 議員（鈴木和彦君） 新人議員の鈴木和彦と申します。出身は北清水です。これからひとつよろしく願います。
- 議員（齋藤順一君） おはようございます。同じく新人議員の齋藤順一と申します。出身は鳥喰地区でございます。よろしく願います。
- 議員（浅野孝男君） おはようございます。新人議員の浅野孝男です。出身は屋形部落でござ

ざいます。よろしく申し上げます。

○議員（杉森幹男君） おはようございます。杉森幹男と申します。出身は本町でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議員（森川 忠君） おはようございます。森川忠です。出身は東町です。よろしく申し上げます。

○議員（五木田平和君） おはようございます。五木田平和と申します。出身は遠山です。どうぞよろしく申し上げます。

○議員（川島 仁君） おはようございます。川島仁です。出身は北清水です。よろしく申し上げます。

○議員（若梅喜作君） おはようございます。栗山の若梅喜作と申します。よろしく願いをいたします。

○議員（川島富士子君） おはようございます。北清水在住の川島富士子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議員（鈴木克征君） おはようございます。鈴木克征でございます。日吉地区の部落は新井でございます。よろしく願いいたします。

○議員（野村和好君） 芝崎の野村和好です。よろしく願いいたします。

○議員（山崎貞一君） おはようございます。台の山崎貞一です。よろしく願いをいたします。

○議員（伊藤罔樹君） おはようございます。出は北清水でございます。伊藤罔樹です。よろしく願い申し上げます。

○議員（川島 透君） おはようございます。入の川島透です。よろしく願いいたします。

○議員（鈴木唯夫君） 鈴木唯夫と言います。出身は西高野地区です。よろしく申し上げます。

○議員（八角健一君） おはようございます。寺方の八角健一と申します。よろしく申し上げます。

○議員（川島勝美君） おはようございます。木戸の川島勝美でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（越川輝男君） どうもありがとうございました。

◎開会の宣告

○臨時議長（越川輝男君） これより平成23年5月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 臨時議長（越川輝男君） 直ちに本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

◎仮議席の指定

- 臨時議長（越川輝男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

- 臨時議長（越川輝男君） 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙方法は投票で行います。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（越川輝男君） ただいまの出席議員は18名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、鈴木和彦議員、2番、齋藤順一議員
を指名します。
これより投票用紙を配付いたします。
念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

- 臨時議長（越川輝男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（越川輝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

- 臨時議長（越川輝男君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（越川輝男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（越川輝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（越川輝男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 鈴木克征議員 10票

伊藤圀樹議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、鈴木克征議員が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木克征議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（越川輝男君） 鈴木克征議員、議長就任のごあいさつをお願いいたします。ご登壇願います。

〔議長 鈴木克征君登壇〕

○議長（鈴木克征君） ただいまは議長に推挙いただきまして大変ありがとうございました。

今、横芝光町議会議長としての責務の重責さを、今、改めて認識しているところでございます。私はもとより浅学非才ですけれども、横芝光町議会発展のため、また開かれた議会、町民参加ができる議会運営を目指して、一生懸命頑張る所存でございますので、今後ともよ

り一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

〔議長 鈴木克征君降壇〕

○臨時議長（越川輝男君） ここで議長と交代いたします。

鈴木克征議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

◎議席の指定

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

1 番 鈴 木 和 彦 議 員

1 8 番 越 川 輝 男 議 員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木克征君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本例会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙方法は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木克征君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人の指名をいたします。

立会人に3番、浅野孝男議員、4番、杉森幹男議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち 川島富士子議員 18票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、川島富士子議員が横芝町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました川島富士子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。ご登壇願います。

〔副議長 川島富士子君登壇〕

○副議長（川島富士子君） 川島富士子でございます。

ただいまは副議長にご推挙いただきましてまことにありがとうございます。

議会の発展はもとより、横芝光町民のために粉骨砕身、全力で頑張ってまいりますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

〔副議長 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 日程第7から日程第15までは議会の構成にかかわる決定事項であります。町長、副町長、教育長には引き続きご出席いただきますが、他の説明員についてはここで退席願います。

なお、日程第16以降は、再度出席願います。

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は11時といたします。

（午前10時31分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎常任委員会委員の選任

○議長（鈴木克征君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、配付した指名表のとおり各常任委員会委員18名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

この後、各常任委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩いたします。

なお、再開は午前11時15分といたします。

（午前11時02分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

◎常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（鈴木克征君） 休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（川島重男君） それでは、ご報告いたします。

初めに、総務常任委員会委員長に若梅喜作委員、同じく副委員長に川島透委員、次に民生文教常任委員会委員長に山崎貞一委員、同じく副委員長に杉森幹男委員、続いて産業建設常任委員会委員長に鈴木唯夫委員、同じく副委員長に川島仁委員、以上のとおりです。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、配付した指名表のとおり議会運営委員会委員8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この後、議会運営委員会において委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長までご報告願います。

ここで休憩いたします。再開は午前11時30分とします。

(午前 11 時 15 分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 29 分)

◎議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（鈴木克征君） 休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長が決定したので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（川島重男君） それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に川島勝美委員、同じく副委員長に森川忠委員、以上のとおりです。

◎匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第9、匝瑳市横芝光町消防組合議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市横芝光町消防組規約第5条第2項第1号の規定により3名です。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木克征君） ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に5番、森川忠議員、6番、五木田平和議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち 若梅喜作議員 9 票

浅野孝男議員 5 票

川島 仁議員 4 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。法定得票数以上で得票数の多い順3名をもって
当選とします。

若梅喜作議員、浅野孝男議員、川島仁議員の3名が匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選
いたしました。

ただいま匝瑳市横芝光町消防組合議員に当選されました若梅喜作議員、浅野孝男議員、川
島仁議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第10、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員の選挙を行います。

選出すべき議員数は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第6条第2項の規定により1名で
す。

選挙の方法は投票で行います。

ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に7番、川島仁議員、8番、若梅喜作議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち 鈴木 唯夫議員 9票

五木田平和議員 8票

川島 透議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、鈴木唯夫議員が匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま匝瑳市ほか二町環境衛生組合議員に当選されました鈴木唯夫議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

会議の途中ではありますが、ここで休憩いたします。再開は午後1時とします。

(午前11時45分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎東総衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第11、東総衛生組合議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

初めに、東総衛生組合規約第5条第3項の規定による議員1名の選挙を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木克征君） ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に9番、川島富士子議員、11番、野村和好議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票を願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 齋藤順一議員 9 票

川島 透議員 8 票

野村和好議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、齋藤順一議員が組合同規約第5条第3項の規定による東総衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました齋藤順一議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

次に、東総衛生組合同規約第5条第4項の規定による議員1名の選挙を行います。

ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に12番、山崎貞一議員、13番、伊藤圀樹議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 鈴木和彦議員 9 票

野村和好議員 7 票

山崎貞一議員 1 票

川島 透議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、鈴木和彦議員が組合同約第5条第4項の規定による東総衛生組合議員に当選いた

しました。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました鈴木和彦議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎八匠水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第12、八匠水道企業団議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、八匠水道企業団規約第6条及び第7条の規定により1名です。

ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に14番、川島透議員、15番、鈴木唯夫議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 川島 透議員 9票

山崎貞一議員 9票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であり、川島透議員と山崎貞一議員の得票数は、いずれもこれを超えております。両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定することになります。

川島透議員及び山崎貞一議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。くじは抽せん棒で行います。

立会人はくじの立ち会いをお願いいたします。

立会人の変更をお願いいたします。

立会人に1番、鈴木和彦議員、2番、齋藤順一議員をお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

川島透議員、山崎貞一議員、くじを引いてください。

〔くじ引き〕

○議長（鈴木克征君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに川島透議員、次に山崎貞一議員、以上のとおりです。

〔くじ引き〕

○議長（鈴木克征君） くじの結果を報告します。

くじの結果、山崎貞一議員が当選人に決定いたしました。

山崎貞一議員が八匠水道企業団議員に当選いたしました。

ただいま八匠水道企業団議員に当選されました山崎貞一議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎山武郡市環境衛生組合議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第13、山武郡市環境衛生組合議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、山武郡市環境衛生組合同規約第6条の規定により2名です。

ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に16番、八角健一議員、17番、川島勝美議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

です。

有効投票のうち 杉森幹男議員 9票

八角健一議員 9票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。

法定得票数以上で得票数の多い順2名をもって当選人といたします。

よって、杉森幹男議員、八角健一議員の2名が山武郡市環境衛生組合議員に当選いたしました。

ただいま山武郡市環境衛生組合議員に当選されました杉森幹男議員、八角健一議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎山武郡市広域水道企業団議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第14、山武郡市広域水道企業団議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、山武郡市広域水道企業団規約第6条第2項の規定により1名です。

ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に18番、越川輝男議員、1番、鈴木和彦議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 8 票

有効投票 1 8 票

無効投票 0 票

です。

有効投票のうち 森川 忠議員 9 票

伊藤囀樹議員 9 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であり、森川忠議員と伊藤囀樹議員の得票数は、いずれもこれを超えております。両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじで当選人を決定することになります。

森川忠議員及び伊藤囀樹議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目のくじは、くじを引く順序を決めるものです。2回目は、この順序によつてくじを引き、当選人を決定するものです。くじは抽せん棒で行います。

立会人はくじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

森川忠議員、伊藤囀樹議員、くじを引いてください。

〔くじ引き〕

○議長（鈴木克征君） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに森川忠議員、次に伊藤罔樹議員、以上のとおりです。

〔くじ引き〕

○議長（鈴木克征君） くじの結果を報告します。

くじの結果、森川忠議員が当選人に決定しました。

森川忠議員が山武郡市広域水道企業団議員に当選しました。

ただいま山武郡市広域水道企業団議員に当選されました森川忠議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（鈴木克征君） 日程第15、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は投票で行います。

選出すべき議員数は、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により1名です。

ただいまの出席議員は18名です。

立会人の指名をいたします。

立会人に2番、齋藤順一議員、3番、浅野孝男議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木克征君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木克征君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木克征君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち 川島富士子議員 17票

川島 透議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、川島富士子議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました川島富士子議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木克征君） ここで休憩いたします。午後2時5分に再開いたします。

（午後 1時51分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

◎議案第1号ないし議案第10号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第1号ないし議案第10号を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長（齊藤 隆君） ただいま議長より今臨時会に提出しました各案件について提案理由の説明を求められましたが、先ほど行われました各日程の中で正副議長を初め各委員の選任が決定され、新議長には鈴木克征議員が、そして副議長には川島富士子議員が選出されました。心よりお喜び申し上げます。

また、越川輝男議員には新議長が決まるまでの間、臨時議長として議事の進行に努められましたことに対し、敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

また、各常任委員並びに一部事務組合関係の議員もそれぞれに選任されたわけですが、議員各位におかれましては、新しい正副議長のもと、時代変化の中で厳しい重要な職責でありますゆえに、くれぐれも健康にご留意いただき、ご活躍いただきますよう執行部を代表いたしましてご期待申し上げますとともに、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号の専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の賦課限度額の改正について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号の専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、本年3月11日に発生した東日本大震災に係る税制上の緊急措置として、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第113号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第44号）が4月27日に公布され、同日から施行されることに伴い、個人住民税及び固定資産税に係る軽減等の措置について、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第3号の専決処分の承認を求めることについて（山武郡市環境衛生組合と横芝光町と

の災害による一般廃棄物処理事務委託に関する規約の制定に関する協議) であります。本
案は、東日本大震災により大量に発生した廃棄物(横芝地域に限る。)を町の主導により緊
急に処理を行う必要があったため、山武郡市環境衛生組合と横芝光町との災害による一般廃
棄物処理事務委託に関する規約の制定に関する協議について、議会を招集する時間的余裕が
ないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定
により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第4号の専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町一般会計補正予
算(第7号))であります。本案は、東日本大震災(東北関東大震災)により被害を受け
た町内各施設の復旧等に要する経費、避難所開設に要する経費及び災害活動に要する経費並
びに災害対策本部の設置に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があ
り、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決
処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案した
ものであります。

議案第5号の専決処分の承認を求めることについて(平成23年度横芝光町一般会計補正予
算(第1号))であります。本案は、東日本大震災により被害を受けた家屋の被災家屋調
査、災害見舞金の給付及び町内各施設の復旧等に要する経費等について、歳入歳出予算の補
正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条
第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承
認を求めべく提案したものであります。

議案第6号の区域外路線の認定の承諾についてであります。本案は、一般県道横芝・山
武線の改良工事に伴い旧道となる一般県道成田・成東線の一部が移管されることから、山武
市と横芝光町との行政界に位置する道路の認定に当たり、山武市から区域外路線の認定の承
諾を求め協議があったため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第4項の規定により、
議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第7号の町道路線の認定についてであります。本案は、一般県道横芝・山武線の改
良工事に伴い旧道となる一般県道成田・成東線の一部が移管されることから、町道路線の認
定をする必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めべく提案
したものであります。

議案第8号 横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は、横芝光町監査委員
として、野村和好氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同

意を求めるべく提案したものであります。

議案第9号の町道I-14号線道路改良工事（下部工その2）請負変更契約の締結についてであります。本案は、町道I-14号線道路改良工事（下部工その2）請負契約の栈橋支持ぐい、鋼矢板打設工法に変更の必要が生じたので、既契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第10号の横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてであります。本案は、横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より補足説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号ないし議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、私のほうから議案第1号並びに第2号について補足説明させていただきます。

議案つづり、こちらのピンクの1ページをお開きください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

3ページをお開きください。

専決第5号 専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日、横芝光町長、齊藤隆。

続いて、5ページをお開きください。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月31日、横芝光町長、齊藤隆。

7ページをごらんください。

横芝光町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、本年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として翌4月1日から施行されることに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分によって制定したものであります。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものでございますが、国民健康保険税は国民健康保険に要する費用に見立てるためのものでありまして、課税すべき総額を所得や人数などに応じて課税額を算出します。一般的な会社員の方が加入している健康保険と同様に、一定の上限額、つまり限度額を設けてございます。

7ページの条文では非常にわかりづらいところがありますので、新旧対照表、こちらの黄色い表紙のものになります。こちらの1ページをお開きください。

左が改正前のもの、右が改正案ということになっておりまして、下に線が引かれている部分が今回改正する部分でございます。

まず、第2条の2項であります、現在の賦課限度額「50万円」を右側の改正案でお示しいたしましたとおり「51万円」に引き上げるものであります。

また、第3項で後期高齢者分を「13万円」から「14万円」に、第4項では介護分を「10万円」から「12万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

引き上げの理由といたしましては、医療費が年々増嵩していく中にありまして、課税限度額を据え置くことは課税限度額を超えるもの、つまり高額所得者の負担を抑えるということになります。反面、中低所得者への負担が増すということになるわけでありまして。そこで、一般の健康保険の課税限度額が108万7,000円であることを考慮し、中低所得者層への負担軽減を図るため、平成23年度から国民健康保険税に係る課税限度額をそれぞれ引き上げるということで地方税法等の一部改正がございましたので、当町においても国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第2号であります、議案つづり、先ほどのピンクのほうでございますが、9ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条

例の制定)。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

11ページをお開きください。

専決第8号 専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年4月27日、横芝光町長、齊藤隆。

引き続き、13ページをごらんください。

横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年4月27日、横芝光町長、齊藤隆。

15ページをごらんいただきたいと思いますが、内容を説明する前に、大変恐縮でございますが、1カ所加えていただく部分がございます。

17ページ、下から3行目の頭の月日の部分、ここが空欄になっていますが、「1月31日」と加えていただきたいと思いますが、この部分につきましては、先ほど町長から提案理由で説明がありましたように、東日本大震災に係る緊急措置ということで、この日付については後日、連絡ということでありましたので、やむを得ず空欄のまま専決処分をさせていただきましたので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、改正の内容についてであります。本来であれば町税条例一部改正の骨子ということでご説明申し上げるところであります。今回の改正につきましては地方税法の一部改正に伴いますところの条文のみなし規定や読みかえ規定など、町条例の附則の部分に3つの条文を追加するものでありまして、骨子をお示しするような大きな改正には至りませんでしたので、本日皆様のお手元に「地方税法一部改正の要旨」ということで資料を配付させていただきましたので、こちらをご説明させていただきます。条例の改正内容の補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

上が紫色になった資料であります。

地方税法の一部改正につきましては、こちらに記載してございますとおり、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行の税制をそのまま適用するこ

とが、被災した納税者の実態に照らして適当ではないと考えられるもののうち、個人住民税及び固定資産税等に関しては、被災者等の負担の軽減を図るべく緊急の対応として、下記の措置が講ぜられ、本年4月27日に公布、同日施行されました。

改正の要旨であります。青い字で記載してあります部分が町条例に反映する部分ということでお示しをさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

まず、住民税関係では、地方自治法附則の第42条関係ということで、雑損控除の特例として、大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、「特性損失金額」として平成23年度住民税での適用を可能としたものであります。

つまり、本来であれば、ことしに受けた損害でありますので23年分ということで来年の申告のときに対象になるわけですが、それを22年分の所得から控除できるように改正されました。

この改正を受けまして、事務上の手続や考え方など、いわゆるみなし規定などを町条例の附則に追加するものであります。

議案つづりのほうでは15ページになります。

第22条、ここがこの改正の詳しい内容を記した部分でございます。

一部改正の要旨のほうに戻っていただきまして、②の改正は、その年に控除し切れなかった場合は、通常3年間繰り越せるというふうになっておりましたけれども、この大震災に係るものについては5年間繰り越せるというものであります。

この改正は、町条例の改正を行わなくとも、この地方税法の改正がそのまま反映されます。

次に、地方税法附則44条というところで、被災事業用資産の損失について、平成22年分の所得の計算上、必要経費へ算入を可能としたということで、これについても先ほどと考え方が同様でありまして、本来は来年の申告になるわけですが、22年分に適用してもよいということとであります。

これについても町条例の15ページ、先ほどの22条関係ということになります。

②の繰越可能な期間5年につきましては、この地方税法の改正がそのまま反映されます。

次のページ、地方税法附則45条関係であります。

住宅ローン減税の適用の特例ということで、いわゆる住宅取得控除ですが、この制度の適用住宅が、大震災でなくなってしまうとしても、そのまま控除が受けられるようにしたというものであります。

この部分の各種読みかえ規定が、先ほどの議案つづり、16ページの23条関係ということに

なります。この部分につきましては、平成24年1月1日の施行ということになります。

次に、固定資産関係であります。まず地方税法附則の55条関係、指定区域にかかる平成23年度分の課税免除ということで、津波によりまして甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する、これには総務大臣への届け出が必要であります。その区域に所在する土地及び家屋については、23年度分の課税を免除するというので、本来であれば、その年の1月1日が基準でありますので、23年度分としては課税されるわけですが、今回の津波によって家屋がなくなってしまった場合には23年度分の土地及び家屋の課税は免除するというものであります。

これは町条例の改正を行わなくとも、この改正がそのまま適用されます。

次の附則の56条関係の被災住宅用地の特例ということで、大震災による被害によって滅失、損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地、被災住宅用地といいますが、被災後10年度分について、当該土地を住宅用地とみなす。

税法上、住宅用地として利用しているということで各種軽減措置が適用されます。それには、その土地の上に住居用の家屋が存在することが条件になりますが、大震災で家屋がなくなってしまっても10年間は住宅用地として軽減を図るというものであります。それらの申告の手續、いわゆる申請手續をするための事務上の取り扱いの決めごとが17ページの24条関係ということになります。

今回提案させていただきました町税条例の一部改正に関する部分は、以上であります。そのほかに地方税法上では以下にお示しいたしましたように、被災した方が新たに代替用として土地や家屋を取得した場合には、各種軽減措置を講じる改正がありましたので、それぞれ掲げてあります。

また、末尾に軽自動車税につきましても代替用の車両を購入した場合は税金を3年間免除する規定も追加されております。

これらについては、町条例の改正を行わなくとも、この地方税法の改正がそのまま適用になりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で横芝光町税条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長（伊藤定幸君） それでは、議案第3号の補足説明を行います。

議案つづり21ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（山武郡市環境衛生組合と横芝光町との災害による一般廃棄物処理事務委託に関する規約の制定に関する協議）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

本案は、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、去る3月11日に発生した東日本大震災により大量に発生した廃棄物、いわゆる被災ごみに関し、緊急に処理を行う必要が生じたため、山武郡市環境衛生組合が行うべき一般廃棄物処理事務を横芝光町に委託するに当たり、新たな規約を制定するため、構成市町議会の協議を有するところですが、緊急性を考慮し、議会を招集するいとまがないと判断し、平成23年4月1日付で専決処分をさせていただいたものであります。

23ページ、専決処分書をごらんいただきたいと思います。

専決第6号 専決処分書。

山武郡市環境衛生組合と横芝光町との災害による一般廃棄物処理事務委託に関する規約の制定に関する協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年4月1日、横芝光町長、齊藤隆。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大量に発生した廃棄物（横芝地域に限る。）を町の主導により緊急に処理を行うため、山武郡市環境衛生組合と横芝光町との災害による一般廃棄物処理事務委託に関する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

それでは、規約の内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、25ページをごらんいただきたいと存じます。

山武郡市環境衛生組合と横芝光町との災害による一般廃棄物処理事務の委託に関する規約。第1条は、趣旨として、山武郡市環境衛生組合が横芝光町に委託する災害により発生した一般廃棄物の処理に関し、事務に必要な事項を定める規定であります。

第2条は、委託事務の範囲を規定したもので、本来、山武郡市環境衛生組合で処理すべき事務のうち、災害で発生した一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務を横芝光町に委

託するものであります。

第3条につきましては、委託事務の管理及び執行の方法の規定であり、方法は、山武郡市環境衛生組合の規約、条例及び規則その他の規程の定めるものとするものであります。

第4条から第6条は、事務処理にかかわる収入及び経費に関する規定であり、すべて横芝光町の予算で処理をすべく定めたものであります。

恐れ入りますが、26ページをごらんいただきたいと思います。

第7条は、規約等の改正の場合の措置であり、第8条は、規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、環境衛生組合と町が別途協議して定めるとしております。

附則といたしまして、この規約は、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第3号の補足説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号ないし議案第5号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、まず初めに、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案は、議案つづりの27ページでございます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第7号））。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

29ページが専決処分書となっております。

この専決処分は、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震並びに、その後発生いたしました津波の被害に対応すべく必要となった予算のうち、平成22年度中に対処すべきものについて平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）として、平成23年3月15日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊となっております。このようなものが添付されていると思いますが、こらちをお願い

いたします。

平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ1,961万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ107億9,064万9,000円とするものでございます。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正で本補正予算にかかります款項の説明でございます。

3ページから4ページは、予算全体の款別の事項別明細でございますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款1項1目地方交付税は、本補正予算の財源手当として普通交付税で1,961万4,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、8款1項4目消防費の災害対策費では、東北関東大震災対策事業で1,717万2,000円を計上しております。事業名でございますが、東北関東大震災は現在「東日本大震災」と呼ばれておりますが、専決時には統一がされていなかったため、予算上は「東北関東大震災」の名称を使用しております。

3節職員手当は、災害に係る職員の時間外勤務手当であり、9節旅費は、消防団の出動に対する費用弁償でございます。11節需用費は、避難所及び災害対策本部に係る経費と修繕料では立会集会所のガス・水道の修繕、横芝小、南条小の受水槽修繕、大総小プール給水管漏水修繕などであり、12節役務費は、新聞折り込み費用が主となっております。13節委託料では、白浜小、南条小、日吉小体育館並びに白浜小特別教室に被害が発生したため、これの危険度を調査する経費を、15節工事請負費は、台区民館敷地内に設置してありました消防ホース乾燥棟が倒れそうになったことから、この撤去費用、19節負担金、補助及び交付金では、台区民館の水道復旧並びに舗装、フェンスの修繕に対する補助金を計上しております。

7ページになりますが、10款1項1目農林施設災害復旧費では、木戸排水機場、屋形地先排水路、北清水地先排水路の仮復旧工事費と大利根土地改良区が行う木戸地先の排水路復旧工事に対する補助金を計上しております。

2項1目道路橋梁災害復旧費では、町道2の30号線、元こどもの国前道路でございますが、ここの汚泥処理業務委託料並びに粗大ごみ撤去用の重機借り上げ料と小田部第一地先の道路に堆積いたしました土砂の撤去工事費を計上しております。

4項1目観光施設災害復旧費では、木戸浜駐車場に堆積した土砂の撤去工事費を計上しております。

8ページから9ページは給与費明細でございますので、ご確認をお願いいたします。
続きまして、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。
議案は、議案つづりの31ページでございます。

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第1号））。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

33ページが専決処分書となっております。

この専決処分は、議案第3号と事由を一緒にするものでございますが、新年度早急に対処しなければならない災害対策経費について、平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）として、平成23年4月15日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

これも先ほどと同じく別冊になっておりますので、こちらをお願いいたします。

平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,611万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ95億7,611万4,000円とするものでございます。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算に係る款項の説明であり、3ページから4ページは、予算全体の款項の事項別明細でございますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当として前年度繰越金1,788万6,000円を計上しております。

20款8項1目災害対策支援金は、千葉県市町村振興協会並びに千曲市からの支援金の計上で、2目災害義援金は、個人、事業所等からの寄せられた義援金でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございますが、8款1項4目消防費の災害対策費では、東日本大震災対策事業で1,034万4,000円を計上しております。11節需用費は、修繕料で大総小学校の体育館並びに消火栓、体育館の修繕費と被災ごみ集積所のフェンス修繕費を計上し、13節委託料では、被災家屋の調査費と被災ごみの処理委託料を計上、19節負担金、補助及び交付金では、篠本一区集落センターの屋根修繕に対する補助金を計上し、20節扶助費では、個人、事業所等から寄

せられた義援金を原資として被災者に見舞金を支給すべく計上しております。

10款1項1目農林施設災害復旧費の13節委託料では、木戸排水機場の附帯施設並びに流入する排水路の復旧を図るべく必要な経費を計上し、14節使用料及び賃借料は、両総南条支部地区内におけるパイプライン補修に対しまして、現物支給としてバックホーを借り上げるものでございます。

10款2項1目道路橋梁災害復旧費の13節委託料では、H173号線、しおさい道路の境界ブロック復旧工事に係る設計費を計上し、15節工事請負費では、町内9路線のクラック、段差解消工事に必要な経費を計上しております。

7ページになりますが、10款3項1目公立学校災害復旧費の13節委託料では、白浜小学校校舎南側バルコニーの手すり改修工事に係る設計・監理料を計上し、15節工事請負費では、白浜小学校校舎南側バルコニーの手すり改修工事、それと大総小学校校舎外壁等改修工事費の計上となっております。

2目社会文化施設災害復旧費では、町民会館のガラス破損、光スポーツ公園電気設備の破損、中台トレーニングセンターのガラス破損に対する復旧工事費を計上しております。

10款4項1目観光施設災害復旧費では、津波により破損した木戸浜並びに屋形漁港の仮設トイレの復旧工事費を計上しております。

以上、議案第4号、議案第5号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

議案第4号並びに議案第5号とも慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号、第7号及び議案第9号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

○都市建設課長（小堀正博君） それでは、初めに、議案第6号の区域外路線の認定の承諾についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの35ページをお開きください。

議案第6号 区域外路線の認定の承諾について。

道路法第8条第3項の規定により、山武市道路線として下記のとおり認定することを承諾する。

区域外認定箇所、横芝光町中台字永作1520-1地先から同1521-3地先。延長は57.30メ

ートル。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

黄色い表紙の資料つづりの7ページの箇所図、後ろから2枚目になりますけれども、箇所図と、本日1枚ぺらで地図をお配りしてあると思っておりますけれども、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

場所は横芝地域の中台地区になりまして、中台共同利用施設のある中台十字路から大宮神社のわきを通りまして主要地方道成田・松尾線、通称はにわ道路へ出る途中から山武市へ通じる一般県道成田・成東線の一部区間になります。

この県道は、主要地方道成田・松尾線の整備に伴い、箇所図に示されておりますように県道横芝・山武線が本路線と並行して整備されたことで旧道扱いとなっております。県は、このような旧道につきましては旧道事務処理要領に基づき、地元市町村に移管することになっておりまして、この区間につきましても当町と山武市へ移管したい旨の協議がございました。

旧道区間の総延長は702.8メートルございまして、この後、議案第7号で提案をさせていただいておりますが、横芝光町区間は163.6メートルになります。一般的には行政界をもって、それぞれの市町村で認定をするわけですが、本件に関しましてはその行政界が一部道路の中になるということから、山武市と協議した結果、今後の管理区分を明確にするため、その部分を避けまして横芝光町区域内に57メートルほど入り込んだ位置までとすることといたしました。

道路法第8条第3項では、市町村長は特に必要があると認める場合は当該市町村の区域を超えて認定できるとされておりまして、この場合、当該市町村長は関係市町村長の承諾を得なければならないとされておりまして、よって、この規定に基づき、山武市より当町に協議があったため提案をさせていただいたものでございます。

続いて、議案第7号についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの37ページをごらんください。

議案第7号 町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定する。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

1枚はぐっていただきまして、認定路線は路線名B245号線、起点は横芝光町中台字宮台1390-2、終点は横芝光町中台字永作1519-2。延長は163.6メートル。幅員は6.5メートル

から7.1メートルとなります。

資料つづりの最後のページに、先ほどごらんいただきました箇所図をつけてございますが、本案につきましては議案第6号でも説明させていただきましたとおり、県道成田・成東線の一部が県より移管されることから、道路法の規定によりまして議会の議決を求めるべく提案をさせていただいたものでございます。

続きまして、議案第9号について説明をさせていただきます。

議案つづりの41ページをお開きください。

議案第9号 町道I-14号線道路改良工事（下部工その2）請負変更契約の締結について。

町道I-14号線道路改良工事（下部工その2）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

工事の表示、名称、町道I-14号線道路改良工事（下部工その2）。場所は、横芝光町木戸地先。

請負代金ですが、変更前が1億7,115万円、変更後が1億7,542万350円。

契約の相手方ですが、千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地1、古谷建設株式会社代表取締役、古谷務。

平成23年5月10日提出、横芝光町長、齊藤隆。

本案につきましては、町道I-14号線道路改良工事（下部工その2）として、長塚、北清水橋の長塚側の橋台、橋脚、それぞれ1基と護岸工事の請負契約を昨年8月7日に締結いたしまして、今年度に繰り越しをさせていただき、現在工事を進めておりますが、その請負額を変更させていただこうとするものでございます。

理由といたしましては、ことし3月議会で変更契約の承認をいただきました、北清水側のその1工事と同様に、橋脚工事にかかわる栈橋の支持ぐいと鋼矢板の打設工事におきまして、一部にかたい地層があり、設計した振動式くい打ち工法ではくいが打ちこめない状況であるため、水圧を利用しましたウオータージェット工法の併用に伴い、請負金額に変更の必要が生じたため提案をさせていただいたものでございます。

変更により増額となるのは427万350円で、その1工事と比べますと373万円ほど低くなっておりますが、これは設計積算に用います単価の改定によるものでございます。

以上で議案第6号、7号、9号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長（林 新一君） それでは、議案第10号 横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案は、議案つづりの43ページでございます。

議案第10号 横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について。

横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

契約の目的は、横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事請負契約でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、去る4月25日に5者の参加による受注希望型競争入札を行ったところ、株式会社畔蒜工務店が入札書比較予定価格4億1,641万円に対しまして、入札金額3億5,400万円で落札候補者となり、4月28日に設計者の意見を確かめながら資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えました額3億7,170万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店代表取締役、畔蒜毅を契約の相手方として請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は予定価格を事後の公表とし、最低制限価格を設定した上での実施でございました。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で提案理由説明を終わります。

ここで休憩します。再開は午後3時15分です。

（午後 3時01分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時13分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第17、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の制定)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 原案賛成の声があります。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありましたので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 原案賛成の声があります。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

異議なしの声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（山武郡市環境衛生組合と横芝光町との災害による一般廃棄物処理事務委託に関する規約の制定に関する協議）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第20、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度横芝光町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 議案第4号、第5号、これ関連がありますけれども、今回の震災に際しまして、町としましては早速対策本部を設置をいたしまして、情報の収集やら発災対応し

ていただきまして本当に大変でありました。

私は、今回の災害の規模、今回の補正の中にはもさまざまな災害が載っておりまして、今、復旧に努めておると、そういうところであろうと思います。今回私感じましたのは、議会に対しての災害の規模、このような今、災害が発生しているんだと、議会のほうも3月15日には現地を視察しまして、大きな災害の発生した箇所は視察をさせていただきましたけれども、これを見る限り、かなり細かな災害も発生をしておると、そのような状況であります。できますれば専決処分の関係もありますし、細かな災害の内容、全貌といいますかね、そういうものを議会のほうに示してもらいたかったなど、このように思います。私も町のほうへ連絡をとりまして、いろいろファクスで送っていただきました。しかし、なかなかわかりましたと、そのような何か回答ではなかったと、まだ災害の発生状況がこれからどんどん変わっていく、そういう状況の中でまだちょっと示せる状況ではないというようなことがありまして、私は今わかる範囲でいいからちょっとファクスを送ってくださいと、そういうようなことで送ってもらいましたけれども、やはりもう少し全協なり何なりの場で、あまりにも大きな災害ですから、やはりその全容というものを説明してほしかったなど、そのように私は感じております。

この案に反対するものではありませんけれども、その辺の対応につきまして町のほうはどのような考え方でおられたのか、ちょっと説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） 本当に3月11日の地震に際しましては、本当に議員の皆様方にも情報収集やらさまざまな場面でご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。この場をかりて改めて御礼申し上げます。

また、収集した情報についての整理、それから、情報の公開ということについて不足であったということでご指摘をいただきましたので、それについては今後また、今いろいろな検証をしている中でもそれを加えさせていただきたいと考えております。

また、一時的に現地を視察もしていただき、その後、災害の当時わかっている状況についてはご説明をさせていただきましたが、その後の余震によりまして、また被害の箇所、それから、被害住宅も出ました。さらには県のほうの基準の変更によりまして、また変わってき、5月2日の日の全員協議会の際にお示しをさせていただいたのが、現段階で県のほうへ報告をさせていただいたという全容でございます。

またさらに、それ以降にも国のほうの補正予算の関係等ありまして、変わる場面がありま

したならば、また報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第21、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 歳入のほうでお尋ねいたします。

諸収入、災害対策支援金、あわせて災害義援金が600万、228万8,000円あります。町への収入はたしか会計のほうに納めたかと思いますがけれども、社会福祉協議会とあわせて、その内容といいたしめようか、具体的にこれは当然、社会福祉のほうに入っていないかと思いますがけれども、会計とはちょっと別ですが、参考までにどれぐらいの義援金があったのか教えていただきたいと思います。町へのほうでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川議員、社会福祉のほうに入ったお金、町ではちょっと把握していない。

○5番（森川 忠君） じゃ、後ほど参考としてお願いします。

○議長（鈴木克征君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木健夫君） 参考までに町への本日までの義援金の合計額をお答えさせていただきます。

現在600万4,865円であります。

以上であります。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 私もよく理解していないんですが、対策支援金と義援金、具体的にどのように違うのか教えていただきたいと思います。

それと、ただいまお答えいただいた義援金の中で団体が幾つか、また個人がというのがわかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） ただいまのご質問の支援金と義援金でございますが、支援金につきましては、町の復興に充てても構わないという意向のいただいたお金ということになります。義援金につきましては被災者に対して寄附されたお金ということで理解しております、それらは被災者に見舞金として支出するというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木健夫君） その内訳につきましては、ただいま手持ち資料ございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 関連でございますが、義援金、町に来たお金につきましては義援金は個人に対する支援ということで、その支出につきましては福祉課が担当しております。それで、さきの4月28日に義援金の配付委員会を開催いたしました。これはどのような方に、どのぐらいのお金を配付したらいいかというものを検討する委員会でございます。その中で決定した事項でございますが、歳出金額につきましては、ここにお示しのとおり300万円でございます。それを全壊、家屋が全壊した方、また半壊した方に対しまして、それぞれが全壊が9件、半壊が9件ということで、金額にいたしますと全壊の方が35万円、半壊の方が15万円ということで、それぞれ6件ずつということで合計で……。

〔「6、6」と言う人あり〕

○福祉課長（實川裕宣君） ええ、6件です。6件6件ということで……。

〔「9じゃなくて6ね」と言う人あり〕

○福祉課長（實川裕宣君） そうですね。すみません。6件です。合計で金額にしまして300万円ということ配付予定ということで、これにつきましては口座振替で本日をもって振り込みの電信払いということになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、歳出のほうでお伺いしたいと思います。

重複するかもしれませんが、災害見舞金のこの内訳と、それと6ページ最後の災害復旧工事9路線、この内訳を伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 災害見舞金の内訳ということで、ただいま森川議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、町のほうの見舞金といたしましては、全壊の方、これは6件ございますので、それが35万円、半壊、これが6件ございますが、これは15万円ということで合計300万円の支出をする予定でございます、本日振り込み予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小堀正博君） 災害復旧工事でございますけれども、箇所数につきましてはかなり細かなものを含めると、うちのほうで管理している町道関係で44カ所で被害がございました。その中で今回499万円の工事費を予定させていただいておりますけれども、箇所につきましては大きなものから順に申し上げますと、町道I-19号線、これは小田部から台の方面へ向かいまして連合排水という排水があるんですけれども、そこにかかる日南橋という橋の前後の復旧工事、これを約100万円ほど見込んでおります。

そのほか、あとは木戸地先の木戸の排水機場の周辺の町道ですとか、あとは特に大総地域の中台、姥山地域で4カ所ほどございます。あと、小さな箇所につきましては職員で対応したりしております。そういう状況でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） すみません、それこそ本当に勉強不足なんですけれども、現在の罹災証明の発行状況というのを伺いたいということと、災害救助法に指定町にならなかったわけなんですけれども、生活再建支援制度、県がこれは当てはまるということで、どのような進捗状況であるか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） ただいまお話がありました罹災証明の発行状況ですが、逐次発行はしておりますが、件数は今ちょっと把握しておりません。

それと、資料がなかったものですので、後でお答えをさせていただきますが、支援法の関

係の罹災証明でございますが、これにつきましては支援法に該当される方すべて取りに来て、発行しておりますので、6件の方に被災証明を発行しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） あと、3棟の全壊があったのは6棟になったわけですけども、余震等で、この方たちが住むところをどうされたのかということをお教えいただいていた方がいいですか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（伊藤定幸君） 居住の関係でございますが、こちらでも居住、住宅を提供していただけるという方が申し入れがありまして、その方々を紹介をしたところでございますが、自分たちで用意ができるということで、それぞれの方々、罹災された方々、自分で住宅を直していただいたり住まいを確保していただいたところであります。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第5号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第22、議案第6号 区域外路線の認定の承諾についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第23、議案第7号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第7号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第24、議案第8号 横芝光町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、野村和好議員の退場を求めます。

〔11番議員 野村和好君退場〕

○議長（鈴木克征君） 本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

野村和好議員、入ってください。

〔11番議員 野村和好君入場〕

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第25、議案第9号 町道I-14号線道路改良工事（下部工その2）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第9号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第26、議案第10号 横芝光町立東陽小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 4月25日に執行されました、この工事案件につきまして、官製談合の疑いがあるという新聞社への投稿があり、そして時間が大幅におくれて執行されたようですが、この経緯についてご説明をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） ただいまのご質問でございますが、まず官製談合というお話がございましたが、そのような情報ではございませんでした。単なる談合でございます。談合情報でございます。

この情報につきましては、当日4月25日の11時に私のところに新聞社から、入札に参加するであろう業者、それから、落札の業者、落札されるであろう金額について匿名の方から電話があったという情報が寄せられました。

したがって、同日11時30分に横芝光町談合情報対応マニュアルに基づきまして、横芝光町公正入札調査委員会を開催いたしました。その中で、この談合情報についてどう取り扱うかという検討したわけでございます。この談合マニュアルによりますと、談合マニュアル第2の1の（1）というのがございます。その中でも規定を読み上げますと、アとイがありまして、アは、情報提供者の氏名、連絡先、件名、落札予定者が明らかである場合ということでありまして、これには匿名でございましたので当たらないというのが1点でございます。このイでございますが、情報提供者が匿名であっても直接発注機関に通報する者の氏名、件名及び落札予定業者が明らかであり、かつ次に掲げるいずれかの情報が含まれる場合というのがございます。この場合、新聞社、これは朝日新聞でございますが、その出どころははっきりしておりました。ただ、その次のいずれかに情報が含まれるという部分につきましては、談合に関与した業者名が明らかであることというのに該当するか否かというのが1点目でございます。と申しますのは、寄せられた情報とは一部業者名が違いました。というのが1点ございました。それから、この条件の中には設計金額に極めて近い落札予定額を示していることというような条項があるんですが、これにつきましても予定価格は入札前、入札会場に入る前に決定いたしますので、予定価格はまだその時点で決まっておりません。したがって、予定価格に極めて近いかどうかという判断も非常に微妙でございました。しかしながら、多分落札するであろう、できる金額であろうということは予測が付きまして、こ

の委員会の中では疑わしきは調査しようという結論に達しました。

したがって、同日の午後からこれに参加する5つの業者でございしますが、それぞれ来ていただきまして事情聴取を行ったところであります。その事情聴取の結果、特に談合の状況は認められないという状況でございましたので、入札の執行に当たりましてはそのような事実はないということと、もし後日これが発覚した場合には契約を破棄されても異議がないという旨の誓約書を提出させた上で入札を執行しようということになったわけでございます。ただし、町長が所用がございまして出張しておりましたので、入札の時間は午後5時に予定いたしましたところでございます。しかしながら、町長の帰庁が遅くなりましたので、実際に入札が執行されたのは午後5時45分でございます。結果は、先ほど議案の説明で申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） その入札の予定価格ですけれども、今、伺いましたら、入札の執行の直前という話ですね。これだとそういう漏れるというか、そういうのはまずないだろうということを思います。

その前に、先ほど私の文言に対しまして失礼がありましたので、おわびしたいと思います。官製談合ということではなくて談合ということですので、おわびして訂正させていただきます。

私が言いたいのは、いわゆるこのような情報がこの町ではなくてもほかでもあるということ、そういうことが入札制度に対して疑念そのものが生まれるということにどういう対策をこれからとっていくのかということと、それから、入札の予定価格、先ほど町長がいらっしゃるならば、じゃ、どの段階で今回のこの入札の予定価格決められたのか。また、それはどういう方々が加わってこれを決めていられるのか、その辺について伺います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） 事後公表の予定価格は直前決定で統一されておりますので、町長が5時40分ですか、帰庁されまして、その後、町長室のほうで私と担当課長でございます教育課長、それから、財政課の担当班長と担当者のもとで予定価格を決定しております。

また、この入札制度の公明性でございますけれども、私どもとしては受注希望型入札ということであれば、指名競争入札というのはだれが入札参加するというのはわかってしまうわけなんですけれども、受注希望型は大前提はどなたが手を挙げているかわからないというふうなことで考えておりました。しかしながら、ほとんど、一部業者は違いましたけれども、

ほとんど合っていたということについては、少し重きを置いて今後の対策を考えていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 先ほど入札の当初の執行される時間、これは当日の午後何時だったのか。それから、まだいいです。3回目ですので、もう少し質問させていただきます。その時間が町長がさらにおくれて5時過ぎに帰ってきて、それで決めたという話なんです、その時間のずれがちょっと私よくわかりません。それをちょっと教えていただきたいというのと、それともう一つ、この入札の談合問題につきましては、既に先進自治体といいたいでしょうか、そういうところが予定価格、それで最低入札価格というものを事前に交渉しまして、くじ引きでやっているという、要するに、公明公正という、そういうのがとられている自治体がございます、それはご存じだと思うんですが、ですから、こういうことをまずこの町でできるということじゃないと思います。ですから、どういう対策が必要かというのは、例えばですけれども、この近隣市町の入札のそういう事業、入札執行に当たっての協定書みたいなものを交わして、ですから、隣の市から業者が加わって受注できるような、こういう体制さえとれば、いわゆる談合というのは解消されるんじゃないかなと、そのように思いますし、また電子入札ということをよく言われますけれども、電子入札も1回や2回はいいんですが、それ以上長くなりますと当然談合の疑いが出てくるわけですね。だれがとらえたのか、データが残り出すからね、そういうのを含めまして、今後の対策についてどのようにお考えになっているのか伺います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） まず、当日の入札の予定時間ですが、午後1時40分の予定でございました。

あと、町長が1時40分であれば在庁しておったわけなんです、その後、出張の予定がございましたので、午後からその事情聴取を行うと、公表を行うということになりますと、町長が在庁の時間にはとても実施できないということから、帰庁できるだろう午後5時という設定を事務のほうとしてはさせていただきました。

あと、その内容的に町長がおくれたのはその会場の状況はちょっとわかりませんので、町長のほうからまた答弁があればと思います。

それから、その入札の状況でございますけれども、実はこの事後公表は今年の8月だったと思います、始めたのは。それまで山崎議員がおっしゃるように事前公表でやっていたわけ

です、当町も。それにもやはりいろいろな不都合があるんじゃないのか、それから、一部は事後公表にしてはどうかということ、国の指導もごさいます、そのような説明をさせていただいたと思うんですけども、そのようなことできょうになっております。

今回のこの受注希望型入札の条件でごさいますけれども、地域的には横芝光町に本店または入札、契約等の権限を委任された支店等を有すること、または山武土木事務所管内、匝瑳市、芝山町及び多古町に本店を有することとしておりまして、山武管内といいますと大網まで入るわけでごさいますけれども、広くは募集しております。ただ、手を挙げた方がいらっしやらなかったということでごさいまして、また詳細につきましては、役場にはこれ以上、捜査権がごさいませんので事情聴取までしか実際問題できないという状況がごさいます。

あと、このような事態が生じた場合には公正取引委員会のほうに報告するというようになっておりますので、そちらのほうで何かまた動きがあれば、それに対してしっかり対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（齊藤 隆君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えします。

今、企画財政課長からの話のごさいましたように、当初予定では1時40分から入札を行う予定でいました。その10分前に、先ほどもあったように予定価格を入れ、1時40分に入札を行い、その後、旭市長、匝瑳市長さんと講演をする場がありましたので、そちらに行きました。通常であれば、この入札が終わってからそちらの次の会合へ行くようにということで、そちらのほうの時間をずらして考えておったんですけれども、当然旭市、匝瑳市とも今回のこの災害に関するものが非常に話として多く出まして、5時には帰ってきたいという、当初の予定では5時には帰ってきたいということであったんですけれども、それぞれが、例えば旭市さんであれば飯岡地区の津波の被害、また匝瑳市さんであれば液状化であるとか、住宅の一部損壊など、いろいろな話が出、また今後の対応について足並みをそろえられる部分があればというような話があったために、当初予定していた時間よりか延びてしまい、5時40分、帰ってきてすぐに入札の予定価格を入れ、そのまま入札を行ったという、そういう流れになっております。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 初めての質問で的を得ないかもしれないですけども、ちょっと前回、全体会議のときにこの資料をいただきまして、確かに予定価格が15%オフで確かに金額そのものは1割5分引いて落札されておりますけれども、果たして今ちょっと見ましたら、最低

価格は事後公表ということなもので、これで見ますと落札率は99.9854って、限りなく100%に近い落札率なんですね。こういうことというのは理論的にはあるんでしょうけれども、こういう形の積算精度というのは、当町ではこのぐらいのあれですか、率で積算をいつもされているんですか、これはちょっと疑問に思いましたので、落札率の形で、この程度で一般的に当町ではこの落札率ですか。限りなく100%に近い算出で、精度で、そういうシステムで業者の方はやっているんですか、ちょっとその質問。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） 齋藤議員、その99%のちょっと計算の根拠が理解できなくて申しわけないんですけども、今回の入札につきましては予定価格は入札書価格として4億1,641万円を予定価格として設定しております。それに対して業者の入札書価格は3億5,394万8,500円ございまして、このまま率で計算しますと約90%程度になるというふうに私のほうでは理解したんですが。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ですから、私が申し上げているのは、確かにその数字ですけども、事後公表のですよ、いいですか、ここに書いてある。最低制限落札価格で落札率がほぼ同じだということなんです。ですから、そんなに積算をされても町もいいんですか、私は初めての質問でそこわかりませんので、そんなに各業者さんはここ数年でコンピューターの、スーパーコンピューターを使って、その辺まで落札率を合わせられるんですかという形になりましたでしょうか、それをお聞きしているんですよ。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（林 新一君） 失礼いたしました。

この確かに入札書比較価格と非常に近いと、これ以上下がったら無効入札になるというくらいの金額で入っております。しかしながら、これにつきましては、実際町長室でその入札前に決めるときに初めて10%設計額から切るのか、設計上きつい設計になっているのかとか、現在の資材調達の社会情勢はどうか等々を考慮しまして、例えば10%予定価格を切りましょう、15%予定価格を切りましょうというふうに決めております。それに対して、最低制限価格はおよそ8割程度と、これはそれを60にするとか50にするとかというのは業者さんが、本当に今度良質な工事をしていただけるのかというのが疑問でございますので、最低制限率もほとんど変わりません。予定価格に対してそのような設定をしております。したがって、今回のこの90何%というのは非常に偶然に近いのではないかなというふうに理解し

ております。町長室では予定価格がもう少し高ければ、この業者は失格になっていたんじゃないかなというふうにも考えています。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員、3回目です。

○2番（齋藤順一君） そうなんですか。

○議長（鈴木克征君） いや、いいです。

○2番（齋藤順一君） よくわかりました。いや、私が申し上げているのは、積算精度を尋ねてまして、何時何分、歩切りがどうのこうというお伺いしておりません。よくお話し聞いてください。私は積算精度が業者さん、どのくらい上がっていますかということのお話で、上がっているでしょうでよろしいんじゃないでしょうか。そういう回答がいただきましたかです。でも、もう一度申し上げますけれども、これは天文学的なあれです。99.985なんて、100%というのはたまにあるというふうに聞いておりますけれども、こういう形でデータが出れば、それがいかに偶然が重なるとかって、奇跡が起こるといふ数字でございまして、その点をちょっとよくお考えになっていただければなというふうに思いました。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第10号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は4時15分。

(午後 4時00分)

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時13分)

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鈴木克征君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

臨時議長 越 川 輝 男

議 員 鈴 木 和 彦

議 員 越 川 輝 男